

議員提出議案第 1 号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条及び須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 1 8 日

議会運営委員長 鈴木 正勝

須賀川市議会議長 五十嵐 伸 様

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例（平成 28 年須賀川市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

常任委員会の名称	常任委員会の所管	委員定数
総務常任委員会	議会、企画政策部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の分掌事務並びに他の常任委員会に属さない事務	8 人
経済建設常任委員会	経済環境部、建設部（教育財産の建築に関する事務は除く。）、上下水道部及び農業委員会の分掌事務	8 人
文教福祉常任委員会	文化交流部、市民交流センター、市民福祉部及び教育委員会の分掌事務並びに教育財産の建築に関する事務	8 人
議会広報常任委員会	議会の広報に関する事務	8 人
予算常任委員会	当初予算及び補正予算に関する事務	23 人

第 3 条第 2 項中「総務生活常任委員会」を「総務常任委員会」に、「産業建設常任委員会」を「経済建設常任委員会」に改める。

第 15 条第 1 項中「総務生活常任委員会」を「総務常任委員会」に、「産業建設常任委員会」を「経済建設常任委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の須賀川市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務生活常任委員会、産業建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ改正後の須賀川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務常任委員会、経済建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとし、その任期は、それぞれ旧条例の規定による常任委員の任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、旧条例に規定する総務生活常任委員会、産業建設常任委員会及び文教福祉常任委員会において、審査又は調査を継続している事件については、それぞれ新条例に規定する総務常任委員会、経済建設常任委員会及び文教福祉常任委員会に引き継ぐものとする。